



18小介第1123号
平成19年1月29日



小郡三井医師会

会長 丸山 泉 殿

小郡市長 平 安 正 知

(介護保険課介護保険係)



第5期小郡市介護認定審査会委員の推薦依頼について

寒冷の候、貴会におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より小郡市介護保険事業の向上につきまして、ご協力賜りありがとうございます。

このたび、第5期の介護認定審査会委員を、引き続き貴会から是非ご参画していただきますようお願い申し上げますとともに、本認定審査会委員として医師8名をご推薦していただきますようお願い致します。

又ご本人様の同意書も同封致しておりますので、公私とも大変お忙しい事とは存じますが、2月14日(水)までにご回報頂きますようよろしくお願い致します。

なお、新年度の審査委員の皆様に対しての研修会は3月12日(月)19時からを予定していますので、ご推薦いただく皆様にお伝えをお願いします。

(後日、案内文送付いたします)

※ 同封書類

- 小郡市介護保険条例施行規則(案)
- 第5期小郡市介護認定審査会委員推薦書
- 第5期小郡市介護認定審査会委員同意書
- 小郡市介護認定審査会について



平成19年 月 日

小郡市長 平 安 正 知 殿
(介護保険課介護保険係)

団体名 小郡三井医師会

代表者名 _____ 印 _____

第5期介護認定審査会委員推薦書

第5期介護認定審査会委員の推薦について、下記の者を委員に推薦します。

記

[illegible]

平成 年 月 日

第5期介護認定審査会委員同意書

この度、依頼がありました第5期介護認定審査会委員の委嘱について、同意いたします。

小郡市長 平 安 正 知 殿
(介護保険課介護保険係)

団体名(所属) _____

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

小郡市介護認定審査会委員について（第5期）

小郡市介護保険課

1. 小郡市介護認定審査会について

小郡市介護認定審査会は、介護保険法第14条に基づき、小郡市条例にて定数を定め医療・福祉・保健分野から学識経験者を市長が任命します。任期は2年です。（平成19年4月1日～平成21年3月31日）

2. 従事内容について

①要介護認定の審査および判定

開催場所：小郡市役所本館3階

開催期日：毎週火曜日・木曜日 19:00～21:00開催
(原則月8回開催)

そのうち医師・歯科医師は月1回の出席

保健福祉分野の方は月2回の出席

②福岡県主催の研修会の参加（年2回程度）

③小郡市介護認定審査会委員研修参加

全体会議2回程度（全審査委員参加）・

議長会議2回程度（議長・副議長参加）

研修会の開催は原則19時からです。

3. 報酬について

13,300円（議長；15,500円）

（10%源泉徴収して銀行振込みとなります。）

4. その他

介護認定審査会は原則非公開形式となっています。

審議内容について知り得たことにつきましては守秘義務が課せられています。

*新年度認定審査委員の皆様の研修は、

平成19年3月12日（月）19:00～

小郡市役所3階にて開催予定です。ご都合よろしく申し上げます。

○小都市介護保険条例施行規則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小都市介護保険条例(平成 12 年小都市条例第 7 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(合議体)

第 2 条 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 9 条第 1 項に規定する合議体(以下「合議体」という。)の数は、4 とする。

- 2 合議体を構成する委員の定数は、5 または 6 人とする。
- 3 合議体は、当該合議体の長が招集する。
- 4 合議体の長に、事故がある場合又は欠けた場合においては、合議体の長のあらかじめ指定する委員が、その職務を行う。
- 5 合議体を構成する委員は、認定審査会委員のうちからおおむね 6 ヶ月毎に見直しを行うものとする。

(平 17 規則 6・一部改正)

(生活保護の被保険者に係る認定審査業務)

第 3 条 認定審査会は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条の 2 の要介護者及び要支援者に係る認定審査業務を受託できるものとする。

(平 17 規則 6・旧第 4 条繰上)

(プライバシーの保護)

第 4 条 各委員は、認定審査会等において知り得た個人のプライバシーの保護について、十分配慮しなければならない。

(平 17 規則 6・旧第 5 条繰上)

(庶務)

第 5 条 認定審査会の庶務は、保健福祉部介護保険課において処理する。

(平 17 規則 6・旧第 6 条繰上)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、会長が定める。

(平 17 規則 6・旧第 7 条繰上)

(代理受領以外の給付の申請)

第 7 条 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)

第 40 条又は第 52 条に規定する保険給付を受けようとする場合(法第

41 条第 6 項又は第 53 条第 4 項の規定により、指定居宅サービス事業者に支払われる場合及び法第 48 条第 5 項の規定により、介護保険施設に支払われる場合を除く。)は、サービスに要した費用に関する証拠書類その他必要な書類を添えて、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 被保険者の氏名及び住所

(2) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があった場合は、当該給付の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(平 17 規則 6・旧第 9 条繰上、平 18 規則 17・旧第 8 条繰上)

附 則

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 小郡市介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則(平成 11 年小郡市規則第 26 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 17 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。